

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(7月分)

令和5年7月31日現在

令和5年7月1日～令和5年7月31日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:2件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月6日	特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める会長声明	島根県弁護士会 会長 福島 薫	<p>特定商取引法平成28年改正では、施行後5年を経過した場合に同法の施行状況に検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる旨が定められ(附則第6条)、この施行後5年の期間は令和4年12月をもって経過したところ、特に被害が増加している取引類型を中心に、少なくとも以下に述べる改正を早急に行う必要がある。</p> <p>(1)第1に、訪問販売については、「訪問販売お断り」という張り紙(ステッカー)等について、特定商取引法第3条の2第2項の「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文中明らかにすべきである。また、電話勧誘販売についても、Do-Not-Call制度のような消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる制度を導入すべきである。</p> <p>(2)第2に、通信販売については、特定商取引法の他の取引類型と同様の行政規制や、クーリング・オフ、不実告知による取消権等の民事上の規制を及ぼすべきである。また、インターネット通信販売による継続的契約に中途解約権(事由を問わず将来に向かって契約を解消する解除の趣旨)を認めるとともに、その場合に消費者が負担する損害賠償額の上限を定めるべきである。</p> <p>(3)第3に、連鎖販売取引については、行政庁において事業者が行おうとする連鎖販売取引の適法性・適正性等を事前に審査する手続を経ることを内容とする開業規制を導入すべきである。また、「後出しマルチ」についても、その危険性は通常のマルチ取引と同様であるから、連鎖販売取引の拡張類型として明文で規定すべきである。</p>
7月18日	特定商取引法平成28年改正における5年後見直し規定に基づく同法の抜本的改正を求める意見書	第二東京弁護士会 会長 小川 恵司	<p>国に対し、特定商取引法平成28年改正における附則第6条に基づく「所要の措置」として、以下の内容を含む抜本的な改正等を行うことを求める。</p> <p>1 訪問販売・電話勧誘販売について</p> <p>(1)訪問販売につき、家の門戸に「訪問販売お断り」と記載された張り紙等を貼っておくなどの方法によりあらかじめ拒絶の意思を表明した場合が、特定商取引法第3条の2第2項に該当することを条文中明らかにすること。</p> <p>(2)電話勧誘販売につき、特定商取引法第17条の規律に関し、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度を導入すること。</p> <p>(3)勧誘代行業者に対しても、特定商取引法上の行為規制が及ぶことを条文中明らかにすること。</p> <p>(4)訪問販売及び電話勧誘販売を行う者は、国又は地方公共団体に登録をしなければならないものとする。</p> <p>2 通信販売について</p> <p>(1)インターネットを通じた勧誘等による申込み・契約締結について、行政規制を設けること、クーリング・オフ及び取消権を認めること。</p> <p>(2)インターネットを通じた通信販売における継続的契約の中途解約権及び中途解約の場合の損害賠償の額の上限を定めること。</p> <p>(3)インターネットを通じて申込みを受けた通信販売契約について、ウェブサイト上の手続による解約申出の方法を認めること及び迅速・適切に解約・返品に対応する体制を整備することを義務付けること。</p> <p>(4)インターネットの広告・申込画面において、契約内容の有利条件や商品等の品質・効能の優良性を殊更に強調する一方、打消し表示が容易に認識できないものを特定商取引法第14条第1項第2号の指示対象行為として具体的に禁止すること。また、広告表示における透明性の確保を法令等で明確化すること。</p> <p>(5)不当なインターネット広告の表示を中止した場合でも、行政処分が可能であることを明示すること。</p> <p>(6)インターネット上で契約の申込みを受けた場合、広告動画等を一定期間保存及び内容を提供する義務を負うものとする。</p> <p>(7)特定商取引法の表示義務を満たさない広告又はインターネット等を通じて行った勧誘により自己の権利を侵害されたとする者は、SNS事業者、プラットフォームその他の関係者に対して、通信販売業者及び勧誘者を特定する情報の開示を請求できることとする。</p> <p>(8)適格消費者団体の差止請求権について、その拡充を行うこと。</p> <p>3 連鎖販売取引等について</p> <p>(1)国による事前審査を経なければ、連鎖販売業を営んではならないものとする開業規制を導入すること。</p> <p>(2)後出し型連鎖販売取引は、特定商取引法の連鎖販売取引の拡張類型として規制が及ぶことを条文中明確にすること。</p> <p>(3)①22歳以下の者、②先行する契約として投資等の利益收受型取引の契約を締結した者、③先行する契約の対価に係る債務(その支払のための借入金、クレジット等の債務を含む)を負担している者、に対する紹介利益提供契約の勧誘及び締結を禁止すること。</p> <p>(4)收受し得る特定利益の計算方法等を特定負担に関する契約を締結しようとする者に説明しなければならないものとする。</p> <p>(5)業務・財産の状況等の情報を特定負担に関する契約を締結しようとする者や加入者に開示すること。</p> <p>4 訪問購入について、規制対象である「物品」に不動産を含めること。</p>

<料金・物価関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月24日	【参考送付】適正な電力供給及び電力価格の実現に向けた競争環境の整備に関する意見書	日本弁護士連合会 会長 小林 元治	<p>2022年11月以降、大手電力会社のうち7社から相次いで規制料金(経過措置料金。以下「規制料金」という。)の値上げ申請がなされた。申請に係る審査は適正な電気料金及び電気供給の在り方を踏まえ、その相当性が担保された形でなされる必要がある。また、適正な電力供給及び電力価格の実現には、競争環境がより一層整備されることが不可欠である。そこで、次のとおり意見を述べる。</p> <p>1 大手電力会社らの規制料金の値上げ申請に対して、経済産業省及び電力・ガス取引監視等委員会は厳正に審査し、消費者庁は経済産業省との協議を慎重に行うべきであり、過去の燃料価格高騰を理由とする安易な値上げを認めないように、十分に留意すべきである。</p> <p>2 経済産業省は、規制料金の値上げに伴う定型約款の変更について、当該変更が、契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、定型約款の変更をすることがある旨の定め有無とその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものといえるか否か(民法第548条の4第1項第2号)の判断に関して受領した資料(特に、燃料の調達や為替ヘッジに係る契約書等の、大手電力会社が実際に負担した燃料費を明らかにする資料)を国民に明らかにすべきである。</p> <p>3 公正取引委員会及び電力・ガス取引監視等委員会は、大手電力会社の電力供給における協調的行動、卸電力市場におけるインサイダー取引、一般送配電事業者を通じた競争者(大手電力会社以外の小売電気事業者)の顧客情報利用、不当な高価格の賦課等の独占禁止法上違法となる行為に対して厳正に対処し、公正な競争条件及び適正な取引環境を確保すべきである。</p>

<個人情報保護制度:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月18日	改正マイナンバー法を廃止し現行健康保険証を存続させることを強く求めます	主婦連合会 会長 河村 真紀子	<p>現行健康保険証を2024年秋に廃止せんとするマイナンバー法等改正案が6月2日に成立したが、別人の情報が紐づけられているなど、マイナンバーカードをめぐる相次ぐトラブルは被害者に不便と不利益を与え、多くの国民を不安にさせており、地方自治体や医療現場にも混乱を来している。行政のデジタル化に当たっては、真に国民の生活を豊かにすることが前提であり、国民の懸念や不安に向き合うこそ政治の役割である。国民を置き去りにした早急なデジタル化の推進は、政府への信頼を損なうことに他ならない。よって、以下のとおり意見を述べる。</p> <p>1. 改正マイナンバー法を廃止し、現行の健康保険証を存続させること。</p> <p>2. マイナンバーカードをめぐる様々なトラブルについて、徹底的に原因を解明し、再発防止策を講じること。</p> <p>3. マイナンバー制度をめぐるトラブルの被害救済の仕組み、プライバシー権を保障するための制度を政策的に検討し確立すること。</p>

<その他:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
7月7日	2023年度PLオンブズ会議報告会提言	PLオンブズ会議 一般社団法人全国消費者団体連絡会	<p>インターネットでの取引による製品事故は地球規模で生じており、海外ではデジタルプラットフォーム事業者に賠償責任を命じる判決や、社会のデジタル化に対応する行政法規の改正・整備、ネット取引商品からの事故に対する損害賠償責任を負う者の範囲を広げる製造物責任法改正案の提案がなされている。</p> <p>日本でも経済産業省において、こうした海外事例を参考に、製品安全4法の見直しを検討され、「消費生活用製品の安全確保に向けた検討会報告書」が公表されたところ。</p> <p>当報告会では、我が国が取り組むべき方向とポイントを以下のように考えており、政府に対し、製品安全をめぐる行政規制の見直し強化を早急に進めるとともに、製造物責任法の改正に向けて動きを加速するよう提言する。</p> <p>1. ネット取引という新たな形態の出現により、責任を負うべき主体を拡大して消費者への賠償に漏れがないようにする必要がある。</p> <p>2. 自然農産物等を含めすべての動産や、ソフトウェア、デジタル製造ファイルも対象製造物に含める必要がある。</p> <p>3. 技術が高度化すればするほど欠陥や因果関係の立証が困難になるため、証拠開示手続を充実させる必要がある。</p> <p>4. それでも立証が困難な事案が想定されるため、欠陥や因果関係の推定規定が設けられるべき。</p>